

医療法人 慈仁会 介護老人保健施設 くじらヶ丘 運営規定(重要事項説明)

(施設の目的)

第一条 介護老人保健施設くじらヶ丘(以下当施設)は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅での生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第二条

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、医学管理のもとにおけるリハビリテーション・看護・介護、その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅での生活への復帰を目指します。
2. 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるよう、居宅介護支援事業者、その他保険医療、福祉提供者及び関係市町村と密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けられるよう努めます。
3. 当施設では明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が自分らしく、個性豊かに過ごすことが出来るようサービスの提供に努めます。
4. サービス提供に当たっては、親切丁寧に、療養上必要な事項などについて、利用者又はその家族、及びその代理人に説明し、同意を得て実施するように努めます。

(施設の名称及び所在地等)

第三条

1. 施設名称 医療法人 慈仁会 介護老人保健施設 くじらヶ丘
2. 開設年月日 平成13年7月2日
3. 所在地 茨城県常陸太田市田渡町855-1
4. 電話番号 0294-70-2611
5. 施設長 医師 杉本 和俊
6. 介護保険指定番号 0851280016

(緊急時の対応、協力医療機関等)

第四条

1. 当施設は、医師の医学的判断により、利用者に対診が必要と認められる場合、協力医療機関や、その他医療機関に診療を依頼する場合があります。
2. 利用者の心身の状態が急変した際は、その家族及び代理人に連絡します。

(協力医療機関)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・医療法人 慈仁会 川崎クリニック | 茨城県常陸太田市木崎二町2040 |
| ・医療法人 貞心会 西山堂病院 | 茨城県常陸太田市木崎二町931-2 |
| ・医療法人 藤慈会 藤井病院 | 茨城県常陸太田市金井町3670 |
| ・医療法人 根本医院 | 茨城県常陸太田市久米町200 |
| ・塩原歯科医院 | 茨城県常陸太田市西三町2132 |
| ・後藤歯科医院 | 茨城県常陸太田市木崎二町2021-7 |
| ・ツキムラ歯科医院 | 茨城県ひたちなか市三反田5082-6 |

(従業者の職種、員数)

第五条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりです。(必置数は法令の定めるところによる。)

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 医師(施設長) | 1人以上 |
| 2. 薬剤師 | 0.3人以上 |
| 3. 看護師 | 10人以上 |
| 4. 介護士 | 24人以上 |
| 5. 介護支援専門員 | 1人以上 |
| 6. 理学療法士、作業療法士 | 2人以上 |
| 7. 支援相談員(社会福祉士含む) | 3人以上 |
| 8. 管理栄養士 | 1人以上 |
| 9. 事務職員 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第六条

1. 施設長(医師)は、利用者の症状、及び、心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行います。
2. 薬剤師は、医師の指示に基づき、施設で保管する薬剤管理を行います。
3. 看護師は、医師の指示に基づき、利用者の健康状態の確認、投薬、検温、血圧測定等を行う他、施設サービス計画書及びリハビリテーション計画書に基づく看護及び日常生活の支援を行います。
4. 介護職員は、施設サービス計画書及びリハビリテーション計画書に基づく、利用者の日常生活における介護支援を行います。
5. 介護支援専門員は、施設サービス計画書の作成及び家族への説明や連絡調整他、施設ケアマネジメントに必要な書類作成、申請手続き及び他機関や他事業所等との連絡調整、連携を行います。
6. 理学療法士、作業療法士は、医師の指示に基づき、リハビリテーション計画書を作成し、リハビリテーションを実施します。また、他職種と連携して、利用者の自立支援を行います。
7. 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じ、他機関や他事業所等との連絡調整や連携を実施、また、利用者様の支援について他職種との連携を密に行います。
8. 管理栄養士は、利用者様の栄養管理、栄養ケアマネジメント等を行います。
9. 事務職員は、施設、設備の維持管理、人事、経理等の事務業務を行います。

(入所定員)

第七条 当施設の入所定員は、100名です。

(介護老人保健施設のサービスの内容)

第八条

1. 当施設サービスは、利用者の病状及び心身の状況に応じて行われる医療及び医学的管理の下において、看護、介護並びに日常生活の支援、栄養管理、リハビリ等を実施します。また、利用者の居宅における生活への復帰を目指し、施設サービス計画書に基づく自立支援を実施します。
2. 当施設は以下の加算項目を実施します。(サービス提供内容により、利用料金に追加されます。)
 - ・初期加算
 - ・認知症ケア加算(認知症棟)
 - ・短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)
 - ・経口移行加算
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
 - ・所定疾患施設療養費(Ⅱ)
 - ・入所前後訪問指導加算(Ⅱ)
 - ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
 - ・経口維持加算(Ⅰ)
 - ・在宅復帰、在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
 - ・安全対策体制加算
 - ・療養食加算

第九条

1. 保険給付の自己負担額、及び食費、日用生活費、教養娯楽費、行事費、理容代、その他費用等に関する利用料の支払いを受け、領収証を発行します。
2. 食費、居住費における「負担限度額段階」の1段階～3段階のご利用者様自己負担額については、国の定める額により支払いを受け、領収証を発行します。
3. 利用料金の支払いは、前月利用料金の請求明細書を毎月10日以降に発行します。利用者、家族及び代理人は、合意した支払方法により、毎月27日までに支払いをお願い致します。

(施設利用に当たっての留意事項)

第十条

- ・入所時、利用者様、そのご家族及び代理人に、施設利用上のリスクについて、別紙にて説明し、了承、同意をいただきます。
- ・栄養管理の観点から、特段の事情のない限り、施設で提供する食事をお召し上がり頂きます。
- ・感染症予防等の観点から、持参された飲食物等の施設内保管は受け付けておりません。
- ・緊急時等のご利用を含め、居室の配置については、当施設にお任せいただきます。
- ・面会時間は、9:00～17:30分(日祭日は17:00)ですが、感染症等の状況により、面会時間を変更、または中止とさせていただく場合があります。体調不良の際は面会をご遠慮いただきます。
- ・ご家族等による、利用者様の外出、外泊は、原則前日までに申し出頂き、感染症等の状況により、中止とさせて頂く場合があります。
- ・ご利用時に、設備、物品等を破損された場合は、修理費用等についてご相談させていただく場合があります。
- ・所持品、備品等は必要最小限度でご用意ください。
- ・ご利用時の定期受診や協力病院以外への他科受診等の送迎は、原則ご家族による付き添いとなります。

(禁止事項)

第十一条

- ・金銭、貴重品の持ち込み
- ・飲酒、喫煙
- ・火器の使用
- ・ペット類の持ち込み
- ・暴力行為、威圧的行為、反社会的行為、活動
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動
- ・他利用者様、職員への迷惑行為、ハラスメント行為

(秘密保持及び個人情報の保護)

第十二条 当施設は、個人情報保護法に基づき、当施設が得た利用者様の個人情報について、サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わず、外部への情報提供については、利用者、その家族及び代理人の了承を得て行います。当事項は、利用終了後も継続します。

(非常災害対策)

第十三条 消防計画、及び水害、地震等の災害に対処する計画(BCP)に基づき、災害対策本部を設置して非常災害対策を行います。

1. 災害に係るBCPの作成、定期的な見直しを行い、職員への研修を実施します。
2. 災害設備として、スプリンクラー、消火器、消火栓を設置します。
3. 災害訓練を年に2回実施します。
4. 災害における他施設や地域との連携を図ります。

(記録)

第十四条 当施設は、利用者様の介護保険サービス提供に関する記録を作成し、その記録を、利用終了から5年間保管します。

(賠償責任)

第十五条

1. 介護保険施設サービスの提供に伴う、当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者様に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、当施設が損害を被った場合、利用者、その家族及び代理人は、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(要望及び苦情等の相談窓口)

第十六条 当施設は、介護支援専門員、支援相談員を、要望、苦情等の相談窓口としています。

電話番号：0294-70-2611

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第十七条 当施設は事故防止について、下記の対策を実施します。

- ・事故状況、対応経過の記録。
- ・再発防止の取り組み。
- ・事故防止委員会を設置し、事故防止対策の検討、及び従業員に対する定期的な研修の実施。
- 1. 事故発生時は、施設医師が、医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、その他医療機関等へ診療を依頼します。
- 2. 当施設は、事故が発生した場合、利用者の家族及び代理人、また、保険者の指定する行政機関に速やかに連絡します。

(虐待防止に関する事項)

第十八条

当施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の権利利益の擁護に努めます。

- ・虐待防止に関する指針を整備し、虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者を設置します。
(担当職員氏名 : 石井 拓郎)
- ・虐待防止委員会を設置し、虐待の防止について定期的に検討します。
- ・職員に対して、虐待防止に関する研修、訓練を実施します。

(身体拘束廃止に関する事項)

第十九条 当施設は原則として身体拘束を行いません。但し、自傷、他傷の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設長(医師)の判断のもと実施し、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、時間帯等の詳細を診療録に記録します。

- ・身体拘束廃止に関する指針を整備します。
- ・身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束の廃止について定期的に検討します。
- ・職員に対して、身体拘束廃止に関する研修、訓練を実施します。

(感染対策に関する事項)

第二十条 当施設は、感染対策委員会を設置し、業務継続計画を作成実施し、感染対策に取り組みます。

(記録)

第二十一条 当施設は、利用者様の介護保険サービス提供に関する記録を作成し、その記録を、利用終了から5年間保管します。